**（業務方法書　様式第１－１号）（実施要領参考様式第１－１号関連）**

文　書　番　号

令和５年　月　　日

愛知県肥料高騰対策推進協議会

　会長　犬飼　峰宏　様

 　所在地

 　　取組実施者名

 代表者氏名

令和５年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の承認申請書

令和５年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、対策事業取組計画書を作成したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年12月20日付け３農産第2156号農林水産省農産局長通知）第９の２の（１）に基づき、別添のとおり提出する。

添付資料（以下の□にチェックを入れること）

□　肥料価格高騰対策事業取組計画書（別添）

□　肥料価格高騰対策事業　参加農業者名簿（業務方法書様式第１－２号）

□　化学肥料低減計画書（業務方法書様式第２－２号）

□　所要額の算出根拠となる証拠書類金額の集計表

□　所要額の算出根拠となる証拠書類

　　（注文書、請求書又は領収書等は、貼付台紙に貼付）

□　肥料価格高騰対策事業に係る振込口座について（業務方法書様式第３号）

□　その他、農政局長等が必要と認める書類

肥料価格高騰対策事業取組計画書

別添

|  |  |
| --- | --- |
| 秋用肥料分 | 春用肥料分 |
|  | **○** |

（注）該当するものに〇を付けること

第１　取組実施者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 取組実施者名（ﾌﾘｶﾞﾅ） |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |
| 取組実施者の住所 | **〒** |
| 事業担当者の連絡先 | 所属・役職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

第２　参加農業者の概要

業務方法書様式第１－２号のとおり。

|  |
| --- |
| 参加農業者数（件） |
|  |

第３　所要額（支援予定額）

　　円（秋用肥料分/春用肥料分）

　　　　（注）括弧内はいずれかを選択すること

第４　誓約・同意事項

　　　取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 以下の内容について誓約・同意する | チェック欄 | 　 |
| １　参加農業者について、以下の事項を確認しました。（１）農産物の販売を行っていること。（２）支援対象期間以外のものは含まれておらず、支援対象要件である肥料法に定められた肥料であることに間違いないこと。（３）他の取組実施者への申請の有無を確認し、他の取組実施者への申請があった場合は、重複申請がないこと。（４）当年肥料費は、各種割引等の金額を控除した後のものであること。２　本事業に係る報告や立入調査について、東海農政局長等から求められた場合に応じます。３　取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管し、事業実施主体又は東海農政局長等から求められた場合は提出します。４　以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。　　なお、支援金を返還することとなった場合は、返還の命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付も併せて行います。（１）対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合（２）正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合（３）その他、事業実施主体又は東海農政局長等から求められた場合５　次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。「個人情報の取扱い」 　　農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、肥料価格高騰対策事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。　　また、農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、本事業の実施に係る説明会や他の補助事業の補助金等交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。 （注）誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に〇を記載すること。 |

注意事項（必ず御確認ください。）

・　化学肥料使用低減の取組の実施状況について、聞き取りや書類を確認させていただくこ

とがあります。（令和５年秋頃を予定）

・　取組実施報告時に「化学肥料低減実施報告書」及び「化学肥料の使用量の低減の取組を

実施することが確認できる書類」（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）の写しを提出していただく必要があります。（令和６年秋頃を予定）

・　取組実施報告後、化学肥料低減報告書をもとに取組が適切に行われたか現地確認が行わ

れることがあります。

・　取組実施者へ提出する書類等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管す

る必要があります。